

博士論文（要約）

連邦大統領ハイネマンとドイツにおける民主主義の伝統

大下理世

博士論文内容（要約）

近年、ドイツ現代史研究は新たな局面を迎えている。特に、旧西ドイツ（ドイツ連邦共和国；1949-1990）の歴史叙述で定着していた「成功史（Erfolgsgeschichte）」という解釈、すなわち、西ドイツでは自由で民主的な政治文化が育まれたとする解釈が批判的に再検討されている。その際、「成功史」の歴史的転換期として位置づけられてきた社会民主党政権（ヴィリー・ブラント政権；1969-1974）に関しても、客観的な実証研究が喫緊の課題となっている。

本論文では、ブラント政権発足に先駆けて戦後初めて社会民主党から第三代連邦大統領（1969-1974）に就任し、基本法（憲法）の「自由で民主的な基本秩序（Freiheitliche demokratische Grundordnung）」の定着に尽力した政治家グスタフ・W・ハイネマン（1899-1976）を考察の対象とする。このハイネマンという人物は、ドイツの歴史に関わる数多くの演説や、ラシュタットの歴史博物館「自由を求める運動のための想起の場」設立、歴史論文コンクール「グスタフ・ハイネマン賞」創設などを通じて積極的に歴史を活用した政治家である。この時ハイネマンは、歴史的事象そのものについて語っただけではなかった。ハイネマンはドイツの歴史的事象から様々な教訓を引き出し、そして、歴史的事象を引き合いに出すことで基本法理念の社会的浸透を目指したのであった。

ドイツ現代史研究におけるハイネマン大統領の評価は、ブラント政権期という新たな時代の象徴という側面を強調しており、ハイネマンの大統領就任以前の問題関心を十分に顧慮していないという問題点がある。彼が戦後初期から議会制民主主義の定着に尽力したことに鑑みると、大統領として頻繁に語った「民主主義」という概念の内容も問われるべきだろう。そして、対ドイツ政策において彼が1950年代にドイツ統一を優先課題に掲げたことを考慮すると、大統領在職期間中に分断国家を認める東方政策を支持したことは決して自明ではない。

本論文では、戦後ハイネマンが尽力してきた連邦共和国の民主主義の発展という課題に対して、連邦共和国の変容および東西ドイツの分断を背景に大統領としていかに取り組んだのか明らかにすることを目的とした。そのために本論文では、大統領就任以前の演説と著作および大統領在職期間中の演説の内容を全て踏まえた上で特に歴史に関わる演説と、ラシュタット博物館設立、「ハイネマン賞」の創設等の歴史に関わる取り組みに着目した。大統領演説の内、外交問題など政治に関わるものについては各省庁が構想を手掛けることが多いが、それに対して、歴史に関わる演説の構想および博物館やコンクールの企画案ではハイネマンの問題意識が大きく反映された。したがって、ハイネマンが大統領として積極的に取り組んだ課題を明らかにするのに有意義な対象である。本論文で使用した主な未刊行史料は、コーブレンツ連邦文書館所蔵の連邦大統領府文書、ボンのフリードリヒ・エーベルト財団所蔵グスタフ・ハイネマン個人文書である。

本論文は序章と終章を除いた四章構成である。以下では、その内容を要約する形で記述していく。第1章では、本論文の中心人物であるハイネマンが連邦大統領に就任するまでの経歴、そして、政治的・公的活動、その基盤となる一貫した政治理念を、個人文書、学生時代の日記、第二次大戦後政治家として行った演説に基づいて検討した。1899年に生まれたグスタフ・W・ハイ

ネマンは、その家庭環境の影響で、権威主義的な帝政期の風潮に批判的であり、1848/49年革命における急進民主派の共和国を求めた運動に共感していた。少年時代には、プロパガンダの影響を受けて第一次大戦勃発に期待を寄せて、祖国ドイツの防衛戦争に貢献することに誇りをもった点で同時代の市民層と違わなかった。ハイネマンの思想の大きな転換点となったのが、第一次大戦敗戦と帝政の崩壊である。戦勝国の統治体制である議会制民主主義の正当性を確信したハイネマンは、敗戦後に成立したヴァイマル共和国に大きな期待を寄せた。そして、学生時代、共和国と議会制民主主義を擁護するため、左右の急進派の攻撃に対して時に武器を持って取り組んだ。

1920年代中頃から、政治や有権者への幻滅、司法試験などによる多忙から、政治と距離を置いた。ナチ体制の成立もハイネマンの人生の転換点とはならず、ライン製鋼会社の法律顧問兼支配人として表向き安定した生活を続けた。他方で、こうした社会的、経済的地位を利用してハイネマンは、反ナチ的な告白教会の活動、ナチの教会政策に抵抗する地元の教会活動に関わった。

戦後、イギリス占領軍からの信頼が厚く、地方政治家となったハイネマンは、キリスト教民主同盟党员としてエッセン市長、ノルトライン・ヴェストファーレン州法務大臣を務めて、地元エッセンの戦後復興などに関わった。そして、1949年9月にはアデナウアー政権の内務大臣に就任した。新生ドイツにおける議会制民主主義の制度化が、内務大臣としてのハイネマンの第一の関心事であった。そのためハイネマンは、左右の急進派を取り締まる法律の制定に関わった。その後、再軍備政策をめぐる対立からアデナウアー政権を辞職し、キリスト教民主同盟を離党し、一時は政治の場で孤立したハイネマンだが、1950代末に社会民主党に加入し、大連立政権下(1966-1969)では法務大臣に就任した。法務大臣としてハイネマンは、時代遅れの刑法を基本法理念に沿うよう改正するという課題に取り組んだ。

以上のハイネマンの経歴をふまえて明らかになったのは、第一に、ハイネマンが第一次大戦敗戦以降、一貫して西欧諸国をモデルとした議会制民主主義に信頼を寄せていたこと、第二に、ヴァイマル共和国擁護を掲げた学生団体に所属し、そして連邦共和国内務大臣として左右急進派を厳しく取り締まったように、議会制民主主義擁護に向けた不屈の姿勢を維持していたことである。

第2章では、大統領就任に際しての期待と反発について同時代刊行物を通じて、そして大統領としてハイネマンが何を自身の課題としたのかについて在職期間中の大統領演説とインタビュー内容を通して検討した。ハイネマンの選出をめぐる同時代の評価は分極化し、これまでの連邦共和国の発展とは異なる「新たな時代」の始まりをハイネマンに期待する声があった一方で、従来の価値観を擁護する保守派勢力からは反発を招いた。大統領としてハイネマンは二つの課題を掲げた。

第一に、議会制民主主義の枠内で自発的に、責任感を持って政治に関わる「成熟した市民」の育成であった。国民に向けて、権威に従順で受動的な臣民意識を克服して、自身の行動に対して責任を持つ主体となることを課題に掲げた。そのため、様々な職業の人々の訪問や数多くの演説を通じて、基本法秩序を支える国民が持つべき「責任意識」について語った。また、国内で当時

度重なった急進左派によるテロに対してハイネマンは、若者世代に対して対話が途切れないように理解を示す一方で、暴力行使を厳しく批判して法治国家の遵守を訴えた。そして、連邦共和国の自由で民主的な基本法秩序の価値を訴え、その枠内での改良に共に尽力するよう呼びかけた。他方で、若者の騒擾で動揺する周囲の年配者たちにも、若者世代に耳を傾けることを呼びかけ、冷静でいること、理性を保つことを訴えた。

第二に、東西緊張緩和を目指すブランド政権の東方政策に道義的支援を与えることであった。そのためハイネマンは、近隣諸国との協調の必要性を国内外に訴えた。そして、国内において協調の価値と戦後国境の承認の必要性を訴えた。他方で、関係改善を目指し、オランダなどかつてナチ・ドイツが侵略した諸国を訪問し、そこでナチズムの過去におけるドイツの加害に言及しながらも、ドイツが主体的にヨーロッパの平和に貢献すべきであること、そのために近隣諸国の協力が必要であることを主張した。こうした課題の前提には、ナチズムの過去に対するハイネマンの責任意識があった。

第3章では、ラシュタット博物館や歴史論文コンクールの企画・運営に関わる文書や大統領演説の内容を主に分析することで、ハイネマンがいかなる意図をもってどのような歴史的事象を引き合いに出したか検討した。分析の結果、明らかになったのは、ハイネマンは、ドイツ史上当局の鎮圧によって失敗に終わったいくつかの民衆運動、すなわち、中世以降の農民運動、1849年に西南ドイツで展開された憲法擁護闘争のバーデンの5月蜂起とラシュタットの抵抗運動などに光を当て、これらを連邦共和国の民主主義につながる歴史的な伝統として位置づけた。

これらの歴史的事象に光を当てたラシュタットの博物館、歴史論文コンクールには、実際に同時代の歴史家の期待も寄せられた。このように、従来光が当てられなかった運動に人々の注目を集めたという点では、ハイネマンの取り組みは成功したといえよう。それに対して、同時代に反応の分極化を招いたのが、基本法理念の社会的浸透という教育的な意図であった。ハイネマンは上記の歴史的事象について、多くの民衆が「お上」に対して「自発的に」、自由と民主主義を求めたと解釈し、ドイツにも「下からの」自由を求める運動、民主主義の伝統があったことを根拠に、国民に対して、自由で民主的な基本法の秩序の遵守を求めた。こうしたハイネマンの取り組みは、革命的事象を積極的に評価することで急進主義勢力を活気づけるのではないかと批判されたように、彼の意図は同時代に必ずしも伝わらなかった。とりわけ、ハイネマンが大統領という公的かつ影響力ある立場から、史実をやや一面的に語り、基本法を正当化したことは、批判を受ける大きな要因となった。

第4章では、特に東西ドイツ分断状況に関してハイネマンが国民に何を求めたのかについて、歴史的記念日の演説および連邦大統領府文書を分析することで検討した。ハイネマンは国民に以下のことを呼びかけた。

第一に、分断の克服を求める過剰なナショナリズムの克服である。ここで度々引き合いに出されたのがドイツ史上統一国家、すなわち、ビスマルクによるドイツ統一の1871年からナチ・ドイツの崩壊に至る1945年までの時期である。彼は、ドイツにおける国民国家はこの74年間という短い時期しか存在しなかったこと、この時代は二度の世界大戦とナチ時代を含む自由と

平和が脅かされた時代ということを強調することで、統一の価値を相対化しようとした。さらに、第二次大戦後のポーランドとの東部国境の画定とドイツの分断状況はナチ・ドイツによって始められた第二次大戦に起源があること、そして、ナチズムの台頭の原因の一つとしてドイツ国民の排外主義的なナショナリズムを指摘することで、東方政策の批判者に対抗した。

第二に、分断国家としての連邦共和国への積極的な評価である。ハイネマンは基本法が掲げる、「自由な自己決定においてドイツの統一と自由を実現する」という要請を実現すべきであることを認めながらも、もはや発足直後の「暫定性」を強調することなく、連邦共和国を一つの国家として認めるだけでなく積極的に評価した。その際、根拠とされたのが、これまでの民主主義の発展、特に「ビュルガー・イニシアティヴ」によって体现される「成熟した市民」の成長であった。そして、こうした連邦共和国の民主主義への自信と信頼を根拠に、東西ドイツ統一を短期的な目標として掲げるのではなく、分断国家としての連邦共和国を積極的に評価し、その民主主義のさらなる発展に責任を持って関わることを国民に求めた。なお、この要請の中で、ドイツ民主共和国は異なる体制を持つ対等な競争相手と位置づけられた。これによって、ハイネマンにおいて統一は短期的な目標として考えられることがなくなったことが指摘できる。

終わりにでは、ハイネマンが積極的に歴史を引き合いに出すことで民主主義の発展という課題にいかに取り組んだのかという序章の問いに答えた。考察の成果は以下のようにまとめられる。

第一に、ドイツ史に根差した権威と従順に特徴づけられる臣民意識と、既存秩序に対抗する形で生まれた急進主義的な直接民主制の要請という二つの懸念に対して、自由で民主的な基本法の秩序を前提とする議会制民主主義の担い手の成長を目標に掲げた。

第二に、分断の即座の克服を求める、過剰なナショナリズムを警戒し、その代わりに分断国家としての連邦共和国に積極的な意義を認めた。自由で民主的な基本秩序に信頼を置き、その価値を国民に浸透させるよう尽力したハイネマンは、連邦共和国への帰属意識の高まりについては肯定していたことがうかがわれる。

第三に、連邦共和国への積極的な評価の一つの理由とされたのが、議会制民主主義への国民の広範な支持と「成熟した市民」の成長であった。こうした民主主義への自信はハイネマンに、その更なる発展の可能性を確信させた。なお、こうしたハイネマンの民主主義理解は、ヴァイマル共和国崩壊とナチズム台頭という過去の経験から大きな影響を受けていることも指摘できる。

以上を踏まえて本論文の最後に、「成功の歴史」という観点からハイネマンの言説と取り組みについて言及した。転換期といわれる 1960 年代末の変容を精確に捉えるためには、今日の視点からこの時期を「自由化・民主化の時代」として後付け的に評価するだけでは不十分であるだろう。その上で、当時の政治家・知識人がいかなる問題意識のもとで自由や民主主義について語ったのかを検討することもドイツ現代史研究において要請されている。ハイネマンは、暫定国家として出発した連邦共和国の分断国家としての現状を認めただけでなく積極的に評価した点、民主主義の成熟に専念することを国民に求めた点で、ブランド政権下の新たな方向性を推進したといえる。他方で、本論文で明らかにしたように、ハイネマンの経歴と発言は同時代に評価の分

極化を招いた。ハイネマンに着目することで見えてくる多様な価値観と矛盾の存在は、ブランド
政権期を歴史的に位置づけるための新たな視角を提供するものといえるだろう。